

国々や地域で人びとが圧制に対する抵抗や解放運動を通じて確認し、共有してきたものである。その意味で、普遍性を主張できる原理なのである。

そもそも憲法が国民によって選ばれた政府の権力行使を制限できるのは、それが人権という普遍的な原理をそなえているからである。この原理を否認するような改憲は、改憲ではなく憲法そのものの自殺行為であり、憲法の破壊（壊憲）なのである。

憲法が拠って立つ原理の180度の転換 — 自民党の憲法改正草案

憲法は、普遍的な原理に拠って政府の権力を制限する。この立憲主義の考え方を、安倍首相は真つ向から否定する。「憲法が国家権力を縛るものだという考えは、1つの考え方であって、絶対王政の時代の主流的な考え方。憲法は（日本という）国の形、理想、未来を語るものである」（14年2月3日、衆院予算委員会）。

憲法が政府の権力を縛るといふ考え方は時代遅れのものだ、というわけである。代わって、憲法が「国の形、理想、未来を語るもの」だということは、何を意味するのか。憲法は、自国の歴史や伝統にもとづく国家のアイデンティティを示す規範である。つまり、「美しい国」を作るといふ国民のあるべき姿や生き方を提示するもの（「行為規範」）だ、と言いたいのである。

こうした憲法の見方は、自民党の憲法改正草案に絵に画いたように現われている。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち」、「天皇を戴く国家である」。「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する」。「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」（前文）。

そこでは、憲法は、人権という普遍的な原理に代わつて、民族の「長い歴史と固有の文化」と「良き伝統」に立脚するものになり替えられている。「基本的人権の尊重」という言葉だけは残っているが、それが普遍的な原理であることは巧みに消去されている。現在の憲法にある「人類普遍の原理」（前文）、「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努

安倍流「日本を取り戻す政治」のあまりに データラメな中身を検証すると……

鈴木耕



とにかくキナ臭い。私が生きていこううちに、こんな時代が来るとは思ってもいなかった。第1次安倍内閣（2006年9月～07年8月）がその先触れだったのだろうが、現在の第2次になってからの進み行きは異常というしかない。

私は07年9月に『目覚めたら、戦争。』——

力の成果」（第97条）という規定をもの見事に削り落としていくからだ。安倍首相と自民党の改憲の狙いは、憲法が拠って立つ原理を人権という普遍的な原理からナショナルリズム（ナショナル・アイデンティティ）に180度転換することにある。それは、個人の自由や人権といった憲法の最も重要な価値の否定である。人権という普遍的な原理の上に立つ立憲主義を壊すことである。安倍政権の改憲は、憲法そのものを破壊する「壊憲」にほかならない。

参考文献：樋口陽一『いま「憲法改正」をどう考えるか』（2013年、岩波書店）
（しらかわ・ますみ／『季刊ピープルズ・プラン』編集長、「座標塾」講師。1942年生まれ。憲法については「憲法とは何か——なぜ『国民の義務規定』としてはならないか』（シリーズ『改憲異論』No.1、2005年、現代企画室）で論じたことがある）

過去を忘れないための現在^{かこ}（コモンズ刊）という本を上梓した。その本の中で、こんなふうに書いた。

〈戦争はこうして突然、私たちの目の前に現実となつて立ち現われた。ある朝、銃声が目覚めるといふことが、絵空事ではなくなつ

たのである。

テレビが速報を伝える。「臨時ニュースをお伝えします。紛争地〇〇で活動中の自衛隊が、反政府武装勢力と交戦状態に陥り、自衛隊員五名が戦死した模様です」

そんなことが起きないと、誰が確約できようか。

もちろん、この文章は、そんなことが起きませんでしたように、という私の願望を込めたものだったが、安倍晋三首相に対しては、あの当時からそんな危惧を抱いていたのだ。

安倍氏はおなかの病を抱えて1年足らずで退陣したけれど、元気を回復して再登場。7年前に私が感じた危惧が、いよいよ現実味を帯びてきてしまった。

極右政治の兆し、「ナチスに学ぶ」……

いろいろと危ない兆候はあったけれど、それが最初に飛び出したのは、麻生太郎副総理兼財務相の恐るべき暴言だったと思う。13年7月、彼は講演で次のように述べた。

「ヒトラーのナチス政権は民主的な議会選挙で出てきた。だから静かにやろうやと。ある日、気づいたらワイマール憲法がナチス憲法に変わっていたんです。誰も気づかないで変わった。あの手口を学んだらどうかね」

凄まじい発言だ。欧米なら即座に罷免、政治生命を失う類いの妄言である。しかもこの発言、事実関係も間違えている。ナチス憲法

に変わったのではない。ナチスが「全権委任法」を作ってワイマール憲法を骨抜きにしたのだ。歴史的事実さえ知らなかった。ともかく、このあたりから安倍内閣の恐るべき体質が露わになったと、私は考えている。

副総理のこのような危険極まりない発言をなんとかしのいだ安倍氏は、国民は少々のことでは気づかないと高を括ったのか、次々にヤバイ手を打ち始める。お友だち人事」と呼ばれる露骨な手法もそのひとつだ。

「憲法の番人」とも言われる内閣法制局長官に、「集団的自衛権行使容認」を声高に主張してきた小松一郎前駐仏大使を起用。これまで法制局長官は、法制局内部からの起用というのが慣例だったのだが、そんなものは一蹴。これにより、安倍首相の悲願でもある「集団的自衛権行使」は首相の掌の上に乗せられてしまった。

NHK人事への介入もひどい。経営委員に続々とお友だちを送り込んだ。極右的言動が物議をかもしている作家の百田尚樹氏や哲学者の長谷川三千子氏らである。その上で、NHK会長には舛井勝人氏（日本ユニシス前社長）を任命。舛井氏が記者会見等で不穏な発言を繰り返して、国会に呼びつけられて支離滅裂な答弁を連発しているのは、もはや知らぬ者もない。それでも百田氏や長谷川氏はもちろん、舛井氏にも何のお咎めもない。安倍氏は、お友だちは守り抜く、という友情に満ち溢れているようだ。

こうして、法制局を抑え、巨大放送局を支配下に置き、準備万端整えた上で、いよいよ「解釈改憲」「集団的自衛権行使」さらには「憲法改定」へと駒を進めることとなった。ひとつずつ、外堀を埋めていく。

まずは昨年暮れの「特定秘密保護法」。あれほど各界からの批判を受け、デモの人波が国会を取り囲む中での強行採決。危ない情報は国民の目から隠し、批判をすれば逮捕に至る現代の「治安維持法」とまで呼ばれた法律の成立だった。

「武器」を「防衛装備」と言い換えての武器輸出解禁。トルコ・アラブ首長国連邦への原発輸出を可能にする原子力協定の締結。さらに原発推進のために「重要なベース電源」を「ベースロード電源」と言い繕つての「エネルギー基本計画」の閣議決定。言葉を変えれば内実まで変わるかのような錯覚で政治を左右するのが安倍流なのだ。

第1次内閣でできなかった怨念を、すべて吐き出すような安倍氏。連立を組む公明党は抵抗の姿勢は示すものの、連立の蜜の味は手放しそうもない。民主党は原子力協定に賛成するなど、野党としての気概も意識も失くしたまま。労働者組織だったはずの連合も、アベノミクスのおこぼれにあずかろうというのか、批判の声すら挙げない。なにしろ、連合最大の「お祭り」メーデーに、安倍首相をお招きするのだから、どこへ顔を向けているのか分からない。連合東京に至っては、都知

事選で自民党とともに舛添要一氏を推すとい
うていたらく。闘う主体が影を潜めてしまっ
ただのだから、安倍氏の極右突進は止まらない。

もつとも危ない「安保法制懇」

安倍首相の「お友だち利用」の政策決定は、
どう考えても異常だ。その典型例が「安全保
障の法的基盤の再構築に関する懇談会（略称
「安保法制懇」）である。これはあくまで首相の
「私的」懇談会であるはずなのに、いつの間
にか公的な政策決定機関のような扱いを受け
ている。NHKなどは、意図的かどうかは分
からないが、ニュースで扱う場合には「政府
の安保法制懇では……」という伝え方をす
る。首相の「私的懇談会」がいつの間にか政府
の「公的機関」に成り上がってしまった。し
かも誰もそれに異論を唱えない。

この懇談会は、柳井俊二座長（元駐米大使）
や北岡伸一座長代理（国際大学学長）を始めと
して、14人のメンバー全員が集団的自衛権容
認派という「偏向」有識者集団、つまり安倍
首相の気心の知れたお友だちばかりなのだ。
どういふ報告書が上がってくるかは、最初か
予想がつく。事実、13年9月の会合では、こ
んな意見が示されている。

「積極的平和主義こそ、日本がこれから背
負うべき看板。新しい時代にふさわしい憲法
解釈の基盤を」

何の法的裏付けもないこんな報告書が、安
倍内閣の「解釈改憲」という重大な日本の針

路変更の叩き台に利用されようとしているの
だ。ことにうさん臭いのがこの「積極的平和
主義」という言葉。「平和」に背を向けよう
とするときには、逆にやたらと「平和」を連
発する。例えば基地のある街へ行ってみれば
分かる。たいてい「平和通り」や「平和公園」
がある。平和へのうしろめたさがそんな名称
を選ばせるのだろうか。

安倍首相は、自身が右翼政治家であること
を認めているようだ。13年9月、訪米中に保
守系シンクタンクで講演し「もし私を右翼の
軍国主義者と呼びたいならどうぞ」とまで言
い放った。それでもなお支持率は50%超を
キープ。それを盾に安倍氏の言い分はエスカ
レートする。14年2月の衆院予算委では「政
府の最高責任者は私だ。政府の答弁は私が責
任を持って、その上で選挙で審判を受ける」
と答弁。首相個人の見解で憲法解釈を変えら
れるとする、恐るべき認識を示した。

また、同委員会で「立憲主義」について問
われると「それは王権が絶対権力を持って
いた時代の考え方。いま憲法というのは、国の
形、理想と未来を、そして目標を語るもので
はないか」という、珍妙なリクツを披露。一
国の最高責任者が、権力を縛るものとしての
憲法（立憲主義）について、ほとんど、まったく
完全に、どうしようもなく無知だった、とい
う肌寒くなるような政治状況が現在も続いて
いるのである。

珍説「砂川事件最高裁判決を根拠に」

安倍氏の歯止めなき集団的自衛権行使容認
論に、さすがに与党内からも批判が上がり始
めた。そこへ助け舟。高村正彦自民党副総裁
が「砂川事件最高裁判決（1959年）を根
拠に、集団的自衛権の限定的行使は認められ
る」というまさに「珍説」を披露。これに安
倍首相が飛びついたのだ。

1957年、東京・立川米軍基地の北側（旧
砂川町）への拡張に反対した住民や学生ら7
人が基地侵入したとして起訴されたのが砂川
事件。東京地裁の伊達秋雄裁判長は「米軍駐
留は憲法9条違反」として全員に無罪（伊達
判決）を言い渡した。驚愕した日本政府は高
裁を飛び越え最高裁へ異例の飛躍上告。する
と最高裁は、まるで政府の意を酌んだように
「わが国が、存立を全うするために必要な自
衛のための措置を取り得ることは国家固有の
権能の行使として当然」として逆転有罪。

だがこれには裏事情があった。実は、判決
直前に田中耕太郎最高裁長官がマッカーサー
米大使と密談。判決内容を事前に伝えていた
という。政治的思惑の判決だったのだ。

こんな疑義の多い最高裁判決にさえ「集団
的自衛権」などという文言は出てこない。ど
う見ても、高村氏の意見は牽強附会。それを
一国の首相が援用するとは、もはや政治以前
の非常識というしかない。

こんな強圧的な「日本を取り戻す」右翼政

治がいつまで続くのか？ だが東京新聞（4月30日）の世論調査報道によれば、憲法9条改憲反対が58%（昨年6月）から62%に増え、賛成は33%（同）から24%に激減。他の世論調査も同様の結果だ。多くの人たちが、ようやく極右政治にNOを突きつけ始めた、と見るのは私の希望的観測だろうか……。

若い世代の9条観

——学生の5月3日新聞社説分析を中心に——

諸橋 泰樹



若者たちの改憲反対派は増加の傾向？

学生たちが利用する就職情報会社マイナビのホームページに、社会人デビュを応援する「フレッシュヤーズ」というサイトがある。そのフレッシュヤーズが2014年2月に実施し、19歳から29歳の男女456名が回答した「憲法9条について」の調査によると、「変えるべきではない」は52・2%と半数を超え、「部分的に変えるべき」が24・6%、「すべて変えるべき」は7・2%、「条文はそのままに、解釈を考えなおすべき」が16・0%という結果であった。安倍が強行する「解釈改憲」の内容を質問に採り入れた調査の、興味深い結果である。実際、このところの各新聞社やNHKの世論調査でも改憲反対は、あまりの安倍の暴走ぶりへの懸念か、全体の半数近くみられるよ

（すぎき・こう／編集者・ライター。社団法人「マガジン9」代表理事、市民ネット「デモクラTV」同人。元「週刊ブレイボーイ」「イミダス」編集長「集英社新書」編集部長。著書に『スクール・クライシス』『角川文庫』『目覚めたら、戦争』（コモンズ）、『沖繩へ』『原発から見えたこの国のかたち』（ともにリベルタ出版）など）

うになっており、ずっと改憲派が多かった読者の世論調査ですら2014年3月の調査では、改憲賛成4割に対して反対も4割と拮抗している。

この読売調査では、30代から60代で改憲賛成が改憲反対を5〜10割上回ったものの、改憲反対の値が20代で5割改憲賛成の値を上回ったというから、一概に「若者は保守化している」とは言えないのかもしれない。

学生に課した5月3日の新聞社説分析から

勤め先の女子大学で新聞・出版論という授業を講じており、学生たちに、この5月の連休中の課題として、5月3日の新聞いづれか3紙を選び、憲法記念日について論じている社説を表に整理し比較分析せよというレポートを求め、GW明けに提出させた。

レポート提出者43人が分析対象とした新聞3紙は、朝日32、読売29、毎日21、日本経済14、神奈川10、産経6、東京3、中国2、下野2、山陽2、西日本、河北新報、新潟日報、信濃毎日、山梨日日、長野日報、北日本、しんぶん赤旗が各1で、延べ129紙。同日に朝日と東京に載った意見広告について言及している学生が、1名だけいた。

改めて全国紙3紙の社説の論点を分析してみたところ、表（次ページ）のようになった。朝日と毎日、集团的自衛権の歯止めめなさによる危険性を指摘するとともに、解釈改憲は立憲主義に反すると批判し、ほぼ同様のスタンスといえる。それに対し読売は真逆で、集团的自衛権の必要性を声高に述べ、憲法解釈の変更は立憲主義に反するという批判は理解に苦しむとまで書いている。

大方の認識だろうが、学生たちのレポートから他紙の分析結果を見ると、日経と産経で比較的読売的な立場、東京や地方紙は比較的朝日・毎日に近い立場であった。

だが、一見「メディア間のイデオロギー闘争」がみられるものの、朝日も毎日も、解釈改憲は立憲主義にもとると主張するあまり、集团的自衛権を採り入れるのであれば正規の改憲手続きをすべきであるという議論に嵌ってしまふこととなった。言うまでもなく政府の戦略は、解釈改憲に対する批判は百も承知で、解釈改憲のような姑息な手段ではなく堂々と改憲を行なうべしと主張する産経や